

令和4年度 ZET-valley 推進事業実施業務

企画提案仕様書

1 委託業務名

令和4年度 ZET-valley 推進事業実施業務（以下「本業務」という。）

2 委託業務の目的等

脱炭素テクノロジー（ZET：Zero Emission Technology）関連スタートアップ企業と大企業等の交流や、まちづくりへの技術導入等を促進することで、脱炭素をテーマに、世界に伍するスタートアップ集積拠点「ZET-valley」の形成を推進する。

本業務では、国内外の脱炭素関連スタートアップ企業と大企業等との交流や、産学公の関係者が一堂に会して京都のまちづくり・地域産業への技術導入に向けた提案・検討等を行う場としての「ZET-summit」の開催及び「ZET-valley」や府内をはじめとした脱炭素関連の新たな技術・取組等を発信し、脱炭素テクノロジーの社会実装に向けた機運醸成を図る周知啓発を行う。

3 「ZET-summit」の概要

（1）開催期間

令和5年2月から3月までの期間で1日以上

（2）開催方法

会場（府内のイベントホール等）とオンラインのハイブリッド開催を原則とするが、実施時期の新型コロナウイルス感染症等の流行状況を勘案した方法で開催すること。

（3）参加対象者

国内外のスタートアップ企業、事業会社、投資家、政府関係者、大学関係者、自治体関係者、その他一般住民（学生・社会人等）

（4）想定プログラム

ア 国内外の脱炭素関連の政策、市場等に精通した著名人等の講演

イ まちづくりへの脱炭素関連の技術導入事例や投資動向等をテーマにしたトークセッション

ウ 国内外の脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業が提供できる技術等をPRする「スタートアップピッチ」

エ 事業会社や自治体等が自社又は地域の課題等を説明し、ソリューション提案を募る「リバースピッチ」

オ 参加者による交流会 等

（5）開催目標

ア 参加者数：延べ1,500名（会場500名、オンライン1,000名）以上

イ マッチング※成立数：延べ200件以上

※登壇スタートアップ企業と参加者の引き合わせまでを想定

4 委託業務の内容

(1) 「ZET-summit」の開催

ア 企画・運営

(ア) 開催目標を達成するための企画・運営業務一式

※ 本事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の流行状況を勘案した対策を講じて企画・運営すること。

(イ) 開催準備業務

a 登壇者候補の選定、候補者への登壇の打診・調整、登壇者の決定

※ 登壇者数は、国内外の脱炭素にかかるスタートアップ企業を 40 社程度、世界的に注目を集める脱炭素関係者 10 名程度を想定。

※ 登壇者のうち国内のスタートアップ企業については、事前に京都府と協議の上、登壇者候補の選定、候補者への登壇の打診・調整を行い決定すること。

※ 登壇者へ支払う一切の経費（謝金・旅費等）は受託者の負担とすること。

b 登壇者との事前調整（Web ページ掲載用の情報、発表資料の整理等）

※ 登壇者からの問合せ対応等一切の業務をすること。

c 当日タイムテーブルの決定等開催プログラムの調整

(ウ) 当日運営業務

a 当日運営業務一式（進行管理、登壇者対応等）

b 運営マニュアル作成

c アンケート作成・回収・集計

※ アンケートには、マッチングを目的とした項目を記載すること。

イ 開催方法・演出

(ア) 開催期間、会場の選定業務

※ 開催期間と会場等は事前に京都府と協議の上決定すること。

(イ) 会場の設営及びそれらに係る一切の業務

※ 会場の使用料やオンライン配信等に係る一切の経費は受託者の負担とすること。

※ 会場において（オンライン上含む）日米同時通訳を行うこと。

(ウ) 効果的な演出企画業務（事後のマッチング支援等）

ウ 広報戦略・集客

(ア) 集客対策業務一式

※ 国内外の参加対象者 35,000 名以上にメール案内をすること。

※ 4 (2) 「ZET-valley」に関する周知啓発においても、広報・集客を行うこと。

(イ) 「ZET-summit」の概要等を記載した Web ページ及び参加申込ページの作成業務

※ 事前に京都府と協議の上、作成すること。

エ 先行事例調査

- (ア) 登壇者候補の選定等に資する国内外の脱炭素に係るトレンド、国内外の注目脱炭素テクノロジー関連スタートアップ企業の事業概要、社会実装事例等をまとめた一覧等先行事例情報を調査し、京都府にレポートとして月1回以上報告すること。
- (イ) レポートの内容については、日本語で整理・加工されたものとする。

オ 勉強会（「ZET-collge」）

- (ア) 脱炭素に向けたまちづくりに携わっている、又は携わる予定のある自治体職員、インフラ事業会社等社員、スタートアップ企業等を対象に、まちづくりへの技術導入の進め方を研究・検討する勉強会（「ZET-collge」）を、事例研究・ワークショップ・小規模実証等の形式で実施すること。
- (イ) 開催日程、回数、参加人数等詳細については、事前に京都府と協議を行うこと。
- (ウ) 講師を招聘する場合、講師へ支払う一切の経費（謝金・旅費等）は受託者の負担とすること。

カ その他

- (ア) スタートアップ企業の成長に資する事業共創のきっかけを生む、効果的な交流会とするため、以下の点に留意すること。
 - a 実効性のある集客方法を講じること。
 - b マッチングの確度を上げるための効果的な演出を企画すること。
- (イ) 協賛企業の募集（募集用資料作成を含む）、調整を行う提案を可能とする。ただし、以下の点に留意すること。
 - a 事前に京都府と協議の上協賛企業を決定すること。
 - b 協賛により得られた協賛金は、本委託業務に充てること。

(2) 「ZET-valley」に関する周知啓発

ア 情報発信の方法

- (ア) 紙媒体及びオンライン双方で発信すること。
- (イ) 紙媒体ではA4冊子4ページカラー刷りを想定。
 - ※ 既存の情報誌への掲載も可能とする。
- (ウ) 紙媒体については、200部を京都府に納品すること。

イ その他

- (ア) 「ZET-valley」及びその形成に向けた取組並びに府内をはじめとした脱炭素関連の新たな技術・取組等を発信すること。
- (イ) 特に、まちづくりの主な実施主体となる自治体やインフラ企業等における認知度の向上という点で効果的な周知啓発を実施すること。

5 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

(1) 業務終了後の報告

ア 実施業務の概要（成果物が分かる資料含む）

イ 本業務に要した経費の内訳

(2) 事業期間中の途中報告

受託事業者は、委託契約締結後事業期間中に京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

6 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）及びその他関係法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 財産権の取扱い

本業務により生じた特許権等の知的財産権は、委託元である京都府に属するものとする。

8 業務上の留意事項

本業務により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は委託料を変更するものとする。

9 その他

(1) 本業務について、受託事業者の組織内に担当者を配置するとともに、委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、京都府からの要請があれば、受託事業者は業務打合せを実施すること。

(2) その他、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府が受託事業者と協議して決定するものとする。